

# 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（案）概要

## 1 趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、住民基本台帳法の一部が改正されました。

その施行に際し必要な事項を定めるため、住民基本台帳法施行細則の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正内容

本人確認情報の開示請求に係る別記第一号様式及び本人確認情報の訂正等の申出に係る別記第二号様式を、附票本人確認情報に係る本人確認情報開示請求等に対応できるよう改めるほか、関係する所要の規定の整備を行います。

## 3 施行期日（予定）

令和6年5月27日